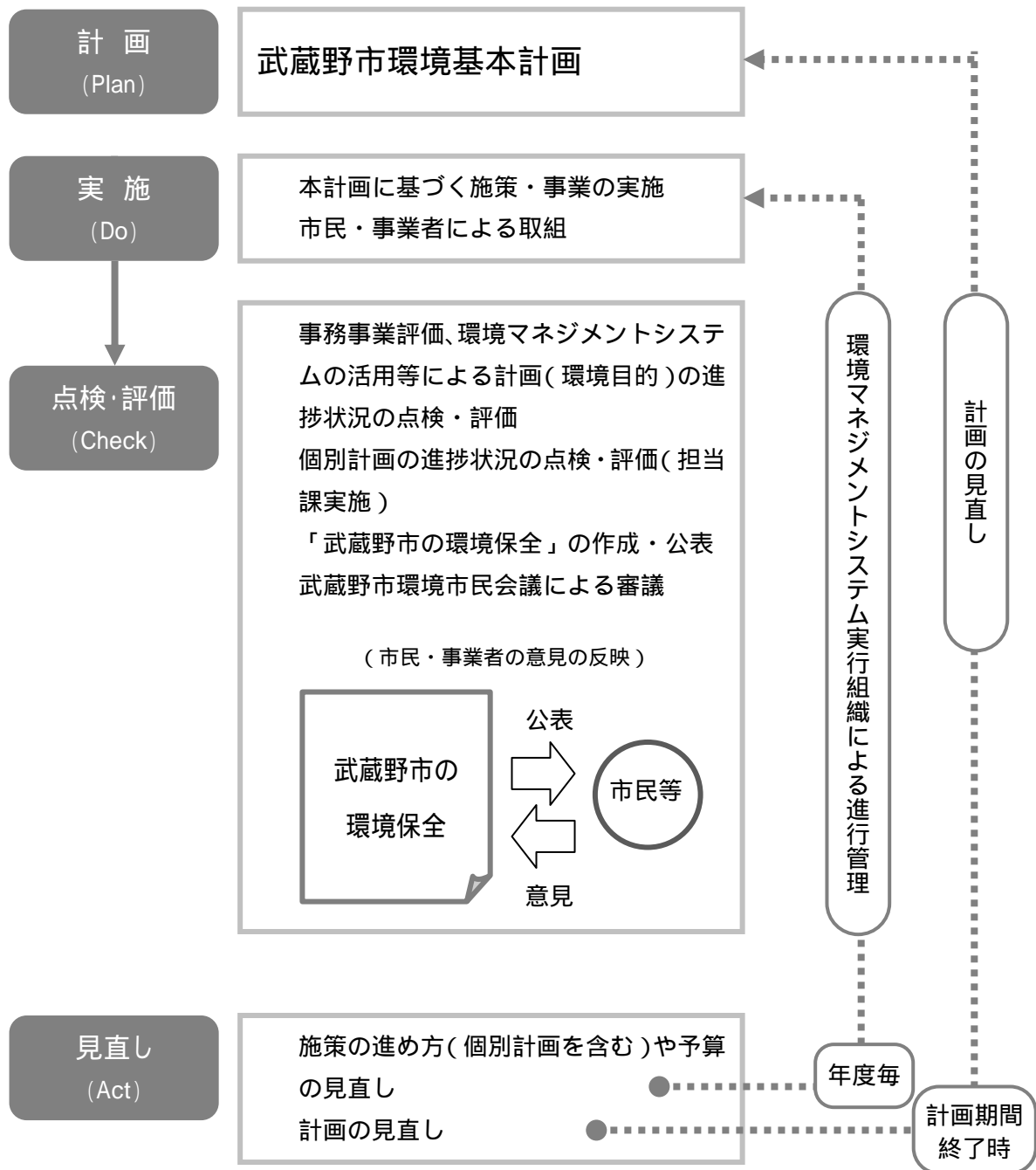


5 計画の推進

(1) 進行管理の流れ

本計画に定める環境保全に関する施策の推進にあたり、施策・事業の実施状況や環境の状況について年度毎に点検・評価を行います。その結果は、「武蔵野市の環境保全」（年次報告書）にとりまとめ、武蔵野市環境市民会

議の審議を受けるとともに、市民・事業者に公表します。その結果を踏まえ、施策の進め方や予算、計画の見直しを行います。



(2) 計画の推進体制

協働による計画の推進

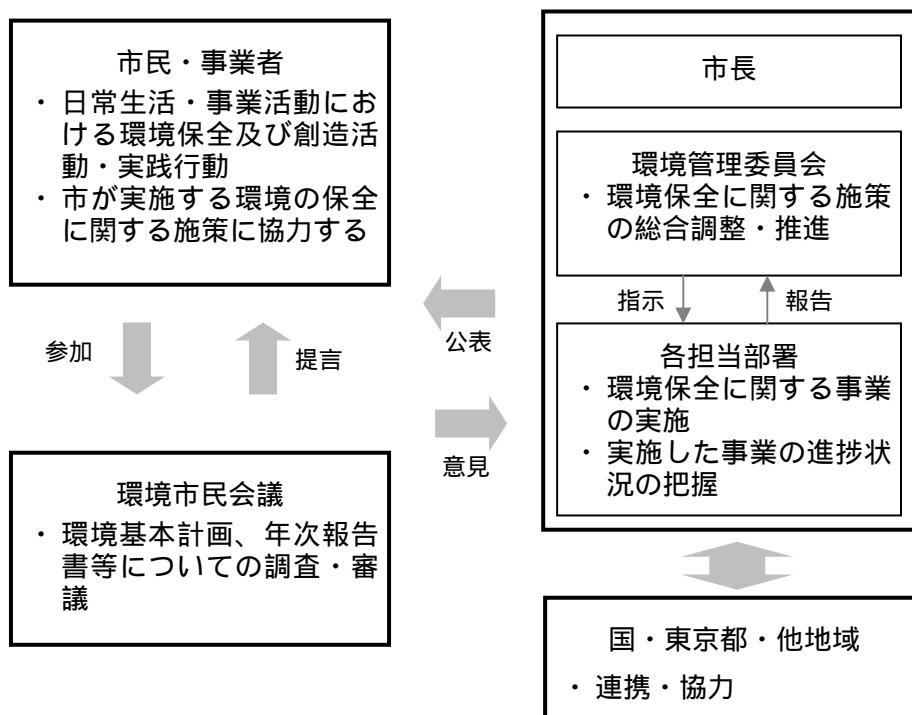
本計画は、市民・事業者・市の各主体の協働により推進します。

・武蔵野市環境市民会議（環境基本条例に基づく組織）

武蔵野市環境市民会議は、市長の付属機関として、環境基本計画、年次報告書に関する事項や市の環境保全に関する基本的事項について、調査及び審議します。

・環境管理委員会

市の環境保全に関する施策について総合的に協議し、調整するための、副市長及び各部長で構成する庁内会議。



関連計画との調整、個別計画との整合性の確保

市は、環境の保全に関する個別計画の策定及び施策の推進にあたり、本計画に示す目標及び施策の方向に基づき、計画内容、諸施策を検討、実施します。

メリハリのある施策・事業の実施

市は、施策の優先度や予算の効率的な配分等を考慮して環境保全に関する施策の推進を図ります。環境市民会議は、計画の着実な推進のために、重点的に取り組むべき課題についての審議を行い、市はそれを踏まえ、事業化を図ります。